

北海道産業人材育成連携会議設置要綱

(目 的)

第1条 民間主導の自立型経済への転換を図るとともに、厚みと広がりのある産業構造の構築を図るためには、その基盤となる産業人材を育成することが重要であることから、国や道、経済界、産業支援機関、教育機関などが連携して、北海道産業人材育成連携会議（以下、「連携会議」という。）を設置し、産業人材育成の総合的な支援体制づくりを目指す「ものづくり産業人材育成ネットワーク」の構築を図る。

(業 務)

第2条 連携会議は、次の事項に係る業務を行う。

- (1) 産業人材育成に係る連絡調整、情報交換に関すること
- (2) 産業人材育成に係る連携した取組の検討、実施に関すること
- (3) その他連携会議の目的達成のために必要な事項に関すること

(構 成)

第3条 連携会議は、別表に掲げる関係機関及び団体等（以下、「構成機関」という。）をもって構成する。

- 2 連携した取組の検討、実施等のため、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(運 営)

第4条 連携会議の運営は北海道が行う。

- 2 連携会議に座長を置くこととし、北海道経済部労働局長を充てる。
- 3 連携会議には、構成機関の職員のほか、必要に応じてオブザーバーの出席を依頼することができる。

(庶 務)

第5条 連携会議の庶務は、北海道経済部労働局人材育成課が行う。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営等に必要な事項は、北海道が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

(別 表)

(略)

北海道産業人材育成連携会議 構成メンバーについて

	機 関 名	構 成 メ ン バ ー
経済団体・支援機関等	北海道経済連合会	産業振興グループ部長
	北海道経営者協会	事務局長
	(独) 中小企業基盤整備機構北海道支部	人材支援部長
	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 北海道職業訓練センター	総務課長
	(公財) 北海道中小企業総合支援センター	経営支援部次長
	北海道職業能力開発協会	事務局長
	(社) 北海道機械工業会	事務局次長
	北海道電気・電子工業倶楽部	事務局 (株式会社ルサス北日本セミコンダクタ)
	民間人材教育機関	キャリアバンク (株) (常務取締役)
教育機関	北海道大学	学務部教務課長
	北海道工業大学	企画運営課長
	室蘭工業大学	地域連携推進グループマネジャー
	苫小牧工業高等専門学校	地域共同研究センター長
行政機関等	北海道経済産業局	地域経済部産業人材政策課長
	北海道労働局	職業安定部求職者支援室長
	北海道	※座長 労働局長 人材育成課、産業振興課、食関連産業室参事
	北海道教育厅	学校教育局高校教育課長
	(独) 北海道立総合研究機構産業技術研究本部	ものづくり支援センター長 ----- 食品加工研究センター副所長

※ 事務局 北海道労働局人材育成課